

公益財団法人 名古屋みなと振興財団公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン

（目的）

第1条 公益財団法人 名古屋みなと振興財団公式ウェブサイト(以下「公式ウェブサイト」という。)に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、公益財団法人 名古屋みなと振興財団広告掲載要綱及び公益財団法人 名古屋みなと振興財団広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

（禁止表現）

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをし、又は利用者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク(「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン(あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

（画像の点滅及び切り替わりの禁止）

第3条 画像の点滅及び切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれ並びにページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

（公式ウェブサイトとの区別）

第4条 次の表現については、利用者が管理組合公式ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 公式ウェブサイトのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が公益財団法人 名古屋みなと振興財団の事業であると錯誤しやすいもの

（色調）

第5条 文字色及び背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取る等して、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第7条 alt 属性は、「広告：」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成29年11月15日から施行する。